

あなたの賃金が上がる？

上がります、最低賃金

2023年10月1日から滋賀県の
地域別最低賃金は

967 時給 円

午後10時~午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算
1209 時給 円

※深夜(午後10時~午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金が加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算される場合があります。詳しくは、連合へご相談ください。



✓ 最低賃金は、都道府県ごとに毎年、見直されています

✓ 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、差額を請求できます

✓ 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります

✓ 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者とその使用者に適用されます



「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら、なんでも労働相談ホットラインへ

労働相談チャットボット「ゆにぽ」▶



日本労働組合総連合会滋賀県連合会(連合滋賀)

0120-154-052

スマホ携帯OK

〒520-0807
大津市松本2丁目10-6連合福祉会館3階
<http://rengo-shiga.jp/>

連合滋賀



あなたの最低賃金

今すぐチェック

①確認 | 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 **基本給 + 諸手当**

対象でない 一時金（ボーナス）／残業代／精皆勤手当
通勤手当／家族手当／その他臨時の手当

②比較 | 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間×週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12)

歩合給の人 連合「**なんでも労働相談ホットライン**」にご相談ください



③相談 | 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「**なんでも労働相談ホットライン**」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは
大丈夫？
ウェブで
チェック!

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…
なんでも労働相談ホットラインへ!



日本労働組合連合会滋賀県連合会（連合滋賀）



0120-154-052

いこうよ れんごうに